

## 『au おうちあんしんサポート利用規約』 新旧対照表

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所になります。

2025年3月3日版（改訂前）	2025年11月20日版（改訂後）
<p>第1章 総則</p> <p>第5条（本サービスの利用）</p> <p>2. (2)「家電保証」及び「エアコンクリーニング割引」については、第7条第2項に定める課金開始日の28日後の午前9時以降。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第5条（本サービスの利用）</p> <p>2. (2)「家電保証」<u>、「エアコンクリーニング割引サービス」</u>及び<u>「ハウスクリーニング割引サービス」</u>については、第7条第2項に定める課金開始日の28日後の午前9時以降。</p>

2025年3月3日版（改訂前）	2025年11月20日版（改訂後）
第5章 エアコンクリーニング割引サービス	第5章 エアコンクリーニング割引サービス・ハウスクリーニング割引サービス

2025年3月3日版（改訂前）	2025年11月20日版（改訂後）
<p>第22条（サービス内容）</p> <p>1. 「エアコンクリーニング割引サービス」とは、第24条の定めに従い、株式会社ダスキン（以下「ダスキン」といいます。）が提供するエアコンクリーニングサービスのうち当社が指定するサービス（以下「指定サービス」という。）の利用料金を割引するサービスです。なお、契約者と同居しない者は、割引サービスの提供を受けることができないものとします。</p> <p>2. 契約者は、第25条に定める方法に従い、エアコンクリーニング割引サービスを利用できるものとします。</p>	<p>第22条（サービス内容）</p> <p>1. 「エアコンクリーニング割引サービス」<u>及び「ハウスクリーニング割引サービス」</u>とは、第24条の定めに従い、株式会社ダスキン（以下「ダスキン」といいます。）が提供するエアコンクリーニングサービス<u>及びハウスクリーニングサービス</u>のうち当社が指定するサービス（以下「指定サービス」という。）の利用料金を割引するサービスです。なお、契約者と同居しない者は、割引サービスの提供を受けることができないものとします。</p> <p>2. 契約者は、第25条に定める方法に従い、<u>「エアコンクリーニング割引サービス」</u>及び<u>「ハウスクリーニング割引サービス」</u>を利用できるものとします。</p>

<p>3. 前項にかかわらず、次の各号に定める場合には、当社はエアコンクリーニング割引サービスを提供しないものとします。</p> <p>(1) 当社が指定する方法によらず、ダスキンにエアコンクリーニングサービスを申込んだ場合。</p> <p>(2) 当社が指定する方法でダスキンにエアコンクリーニングサービスの申込みをした場合であって、ダスキンがエアコンクリーニングサービスを提供できないと判断した場合。</p> <p>(3) 当社が指定する方法でダスキンにエアコンクリーニングサービスの申込みをした場合であって、当該サービスにエアコンクリーニング割引サービスを除く他の割引サービスが適用される場合。</p> <p>(4) 当社が別途指定する場合。</p> <p>4. 契約者は、エアコンクリーニング割引サービスの利用する場合には、ダスキン又はダスキンが指定する第三者と、指定サービスに係る契約を締結するものとします。</p>	<p>3. 前項にかかわらず、次の各号に定める場合には、当社は「エアコンクリーニング割引サービス」と「ハウスクリーニング割引サービス」を提供しないものとします。</p> <p>(1) 当社が指定する方法によらず、ダスキンにエアコンクリーニングサービス又はハウスクリーニングサービスを申込んだ場合。</p> <p>(2) 当社が指定する方法でダスキンにエアコンクリーニングサービス又はハウスクリーニングサービスの申込みをした場合であって、ダスキンが当該サービスを提供できないと判断した場合。</p> <p>(3) 当社が別途指定する方法で、ダスキンにエアコンクリーニングサービス又はハウスクリーニングサービスを申込んだ場合。</p> <p>(4) <u>削除</u></p> <p>4. 契約者は、「エアコンクリーニング割引サービス」と「ハウスクリーニング割引サービス」を利用する場合には、ダスキン又はダスキンが指定する第三者と、指定サービスに係る契約を締結するものとします。</p>
---	---

2025年3月3日版（改訂前）	2025年11月20日版（改訂後）
<p>第23条（「エアコンクリーニング割引」のサービス提供関係者）</p> <p>1. 当社は、エアコンクリーニング割引の提供にかかる業務の運営において、窓口業務を含む一部の業務をダスキンに委託するものとします。</p> <p>2. 契約者は、エアコンクリーニング割引の利用</p>	<p>第23条（「エアコンクリーニング割引サービス」と「ハウスクリーニング割引サービス」のサービス提供関係者）</p> <p>1. 当社は、「エアコンクリーニング割引サービス」と「ハウスクリーニング割引サービス」の提供にかかる業務の運営において、窓口業務を含む一部の業務をダスキンに委託するものとします。</p> <p>2. 契約者は、「エアコンクリーニング割引サービ</p>

<p>にあたって、エアコンクリーニングの施工にあたってはダスキンに申込・見積依頼をするものとします。</p>	<p><u>ス」及び「ハウスクリーニング割引サービス」の利用にあたって、エアコンクリーニングサービス又はハウスクリーニングサービスの提供を受けるにあたってはダスキンに申込・見積依頼をするものとします。</u></p>
--	--

2025年3月3日版（改訂前）	2025年11月20日版（改訂後）
<p><b>第24条（割引内容）</b> 当社は、以下の各号の条件に従いエアコンクリーニング割引サービスを提供します。</p> <p>(1) 指定サービスは、以下のエアコンクリーニングサービスです。</p> <p>ア 家庭用壁掛けタイプ：幅 120cm未満 イ フィルター自動お掃除機能（サイドファン等の付加機能）付き 幅120cm未満</p>	<p><b>第24条（「エアコンクリーニング割引サービス」・「ハウスクリーニング割引サービス」の内容）</b> 当社は、以下の各号の内容及び条件に従い「エアコンクリーニング割引サービス」及び「ハウスクリーニング割引サービス」を提供します。</p> <p>(1) 「エアコンクリーニング割引サービス」の指定サービスは、以下の条件をみたすエアコン 1 台についてのエアコンクリーニングサービスです。</p> <p>ア 家庭用壁掛けタイプ：幅 120cm未満 イ フィルター自動お掃除機能（サイドファン等の付加機能）付き 幅120cm未満</p> <p>(2) 「ハウスクリーニング割引サービス」の指定サービスは、以下のハウスクリーニングサービスです。</p> <p>ア レンジフードクリーニング イ キッチンクリーニング ウ 浴室クリーニング エ 洗面所クリーニング オ トイレクリーニング カ ガラス・サッシ・網戸クリーニング キ フロアクリーニング ク ファニチャークリーニング ケ カーペットクリーニング コ 照明器具クリーニング サ 研磨サービス</p>

<p>(2) 契約者は、指定サービスの利用料金の 20%割引を受けることができます。</p> <p>(3) 契約者は、エアコンクリーニング割引サービスを、契約者の課金開始日にかわらず、1年（4月1日から翌年3月31日）の間に1回利用することができるものとします。</p> <p>(4) 契約者は、エアコンクリーニング割引サービスを受けられる権利を翌年に繰り越すことができないものとします。</p>	<p>(3) 契約者は、指定のサービスの利用料金について、20%の割引を受けることができます。</p> <p>(4) 契約者は、「エアコンクリーニング割引サービス」又は「ハウスクリーニング割引サービス」のいずれかについて、契約者の課金開始日にかわらず、課金開始日が属する年度（当該年の4月1日から翌年3月31日をいうものとします。）の間に1回利用することができるものとします。契約者は、同一年度中に「エアコンクリーニング割引サービス」と「ハウスクリーニング割引サービス」の両方を利用すること、また「エアコンクリーニング割引サービス」又は「ハウスクリーニング割引サービス」を2回以上利用することはできません。</p> <p>(5) 契約者は、「エアコンクリーニング割引サービス」及び「ハウスクリーニング割引サービス」を受けられる権利について、翌年度に繰り越すことはできません。指定サービスにおいて他の割引が提供される場合、契約者は、当該割引と「エアコンクリーニング割引サービス」又は「ハウスクリーニング割引サービス」による割引との両方について適用を受けることはできません。この場合、契約者は、いずれかの割引についてのみ適用を受けることができるものとします。</p> <p>(6) 契約者が、ダスキン又はダスキンが指定する第三者との間において指定サービスに係る契約を「定期契約」の形で締結する場合、「エアコンクリーニング割引サービス」及び「ハウスクリーニング割引サービス」は指定サービスの初回利用時の料金に対して適用されるものと</p>
--	--

	<u>します。</u>
--	-------------

2025年3月3日版（改訂前）	2025年11月20日版（改訂後）
<p>第25条（サービスの利用方法）</p> <p>1. 契約者は、エアコンクリーニング割引サービスを利用する場合には、会員サイトにログインし、当社が別途指定する方法で指定サービスを申し込みます。</p>	<p>第25条（サービスの利用方法）</p> <p>1. 契約者は、<u>「エアコンクリーニング割引サービス」及び「ハウスクリーニング割引サービス」</u>を利用する場合には、会員サイトにログインし、当社が別途指定する方法で指定サービスを申し込みます。</p>

2025年3月3日版（改訂前）	2025年11月20日版（改訂後）
<p>第35条（秘密保持）</p> <p>契約者は、本サービスに関連して当社が契約者に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報（第25条に定めるエアコンクリーニング割引サービスの利用方法を含みますが、これに限られません。）について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱わなければならぬものとします。</p>	<p>第35条（秘密保持）</p> <p>契約者は、本サービスに関連して当社が契約者に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報（第25条に定める<u>「エアコンクリーニング割引サービス」及び「ハウスクリーニング割引サービス」</u>の利用方法を含みますが、これに限られません。）について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱わなければならぬものとします。</p>

以上